

施設警備業務仕様書

委託業務の名称 施設警備業務（旭中継施設）

委託業務の箇所 旭中継施設事務所（旭市ニの5938番地1）

東総地区広域市町村圏事務組合

本仕様書は、発注者 東総地区広域市町村圏事務組合（以下「甲」という）と、受注者（以下「乙」という）との施設警備業務委託に関するものである。

1 警備対象

所 在 地：千葉県旭市ニの 5938 番地 1
対象物件：旭中継施設事務所（別添図面参照）

2 目的

甲の所有又は管理に係る上記警備対象内の財産を保全し、業務の円滑なる運営に寄与することを目的とする。

3 任務

火災・盗難及び損壊行為の拡大防止
事故確知時における関係先への通報・連絡
警備実施事項の報告

4 警備方法

機械警備方式

5 委託業務の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。
(地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約)

6 警備基準期間

警備開始操作から解除操作まで

7 警備実施時間

前期警備基準時間内において、警備対象が無人の状態となり、発注者からの警報装置警戒開始の信号を受けたときに警備を開始し、発注者からの警報装置警戒解除の信号を受けたときに警備を終了する。

8 警備仕様

機械警備

- ・警備対象物件で発生した異常事態を管制センターへ自動的に通報する。
- ・本件警備に必要な適合機器の配置及び種類・数量は別添図面による。

管制センター

- ・警報受信装置を常時監視するとともに、警備員との連絡を保持する。

警備員

- ・管制センターと連絡を保持し、警備対象の異常事態に備える。

9 警備開始時における取り扱い

甲における取り扱い

- ・甲の最終退出者は、防火・防犯その他の事故防止上必要な処置をなし、警報機器の正常な作動状態を確認する。
- ・甲の最終退出者は、最終退出口より退出し、施錠後、送信機にて所定の操作を行う。

乙における取り扱い

- ・管制センターは、甲の最終退出者の送信機の操作により自動的に表示される警備開始の信号を確認し、警備を開始する。

10 警備終了時における取り扱い

甲における取り扱い

- ・甲の最初の入室者は、必ず所定出入口より入室し、入室の際に送信機にて所定の操作を行い、警備を解除する。

乙における取り扱い

- ・管制センターは、甲の送信機の操作により自動的に表示される警備解除の信号を確認し、警備を終了する。

11 警備実施期間中における甲の臨時入出

原則として入室してはならない。但しやむを得ない場合には、次の要領により行う。

- ・甲の臨時入室者は、最終出入口より入室するものとし、送信機にて所定の操作を行い、確実に警備解除の状態にした後、入室するものとする。
- ・甲の臨時入室中の警備は、甲の責任において実施する。

12 異常事態発生における乙の処置

警報受信装置により甲の警備対象に異常事態が発生したことを確知した時、乙は警備員を速やかに急行せしめ、異常事態を確知するとともに事態の拡大防止に努める。

警備対象に到着した警備員は、異常事態を確知後、管制センターへその状況を連絡し、必要に応じて関係先に連絡する。

予め定められた甲の責任者又は緊急連絡者へ連絡する。

13 事故報告

事故報告の際は、速やかに電話若しくは口頭で報告するとともに後刻書面をもって報告する。

14 錠の預託

警備実施に必要な錠は、甲・乙相互に預託し、各々厳重に取り扱い又保管する。

15 警備機器の保守点検

乙は、設置した警報機器が常に正常に機能するよう、適宜保守点検を行う。

16 緊急連絡者の指定

甲は予め緊急連絡者を指定し、その名簿を乙に交付する。

上記、緊急連絡者に変更があるときは、遅滞なく変更した名簿を乙に交付する。

17 当該施設の解体撤去工事に伴う設備の移設等について

契約期間内に当該施設の解体撤去工事を実施した場合、甲が設置する仮設施設への警備を継続して行うものとする。

その際に発生する警備装置等の移設に係る費用等の負担については、甲乙協議の上決定することとする。

18 その他

警備実施上、この仕様書に定めのない事項について、必要あるときは、甲・乙協議の上決定することとする。